改正後	改正前
（情報システム総括企画官、監査官、情報システム経理官及び企画官） **第三条**　情報システム総括課に、情報システム総括企画官、監査官、情報システム経理官及び企画官それぞれ一人を置く。 ［削る］	（デジタル化推進室並びに情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官） **第三条**　情報通信課に、デジタル化推進室並びに情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官それぞれ一人を置く。
2　［削る］	2　デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
3　監査官は、命を受けて、外務省の情報システムに係る情報の安全の確保に関する監査に関する事務をつかさどる。	一　外務省の所掌事務のデジタル化についての企画及び立案並びにその実施の調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
4　情報システム経理官は、命を受けて、外務省の情報システムの整備及び管理のための経理に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。	二　前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。
5　企画官は、命を受けて、情報システム総括課の所掌事務のうち外交上の通信システムに関する重要事項についての企画及び立案に参画する。	3　デジタル化推進室に、室長を置く。
（儀典調整官及び儀典官）	4　情報通信システム統括企画官は、命を受けて、外務省の情報システム及び通信システムに関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
第十条　大臣官房に、儀典調整官一人及び儀典官二人を置く。	5　監査官は、命を受けて、電信の符号に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
2　［略］	［新設］
3　儀典官は、命を受けて、要人往来支援総括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。	6　企画官は、命を受けて、情報セキュリティに関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
（国際安全・治安対策協力室及び宇宙・海洋安全保障政策室並びに企画官） **第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室及び宇宙・海洋安全保障政策室並びに企画官一人を置く。	（儀典調整官及び儀典官） **第十条**　大臣官房に、儀典調整官一人及び儀典官二人を置く。 2　［同上］ 3　儀典官は、命を受けて、儀典総括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。 （国際安全・治安対策協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室） **第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室を置く。

改正後	改正前
2～5　［略］	2～5　［同上］
6　企画官は、命を受けて、安全保障政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	6　経済安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
［削る］	一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち経済、技術、サイバーその他の事項に関する新たな安全保障上の課題に関するものの企画及び立案に関すること。
（国連政策室及び国連制裁室並びに企画官） **第十三条**　国連課に、国連政策室及び国連制裁室並びに企画官1人を置く。	二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
2　国連政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	7　経済安全保障政策室に、室長を置く。
一　総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策のうち国際連合安全保障理事会に係るものの企画及び立案に関すること。	（国連制裁室） **第十三条**　国連政策課に、国連制裁室を置く。
二　政治の分野における国際連合の活動に係る外交政策に関すること。	［新設］
三　前号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。	
四　第二号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。	
五　第二号に規定する事項に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。	
六　前三号に掲げるもののほか、第二号に規定する事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。	
3　国連政策室に、室長を置く。	

［新設］